

# 学校の裁量の拡大について

## 学校の権限

### 教育課程(カリキュラム)の編成

### 指導要録の作成

入学、退学の許可、課程修了、卒業の認定

教職員の人事に関する意見具申

非常勤講師の人選

教職員の服務管理

学校施設の管理

## さらに学校の裁量権を拡大

### 教育委員会の関与縮減

学校管理規則を見直し、教育委員会の許可・承認等を縮減。

【各教育委員会の判断により、次の各事項に関する承認を不要とした】

- ・教育課程の編成
- ・長期休業期間の設定
- ・2学期制の導入

### 学校予算の裁量拡大

校長裁量経費など学校の判断で執行できる予算を措置

【取組例】 詳細別紙

### 教育課程の基準の大綱化・弾力化

学校が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるよう、新しい学習指導要領では基準を大綱化・弾力化。

(平成14年度～)

【具体例】

- ・総合的な学習の時間
- ・選択学習の拡大

### 教職員人事に校長の意見を反映

市町村教育委員会が都道府県教育委員会に内申を行う場合、校長からの意見の申出があったときには、その意見を添付するものとするよう、法律を改正。(平成14年1月～)

【教育委員会の取組例】

校長の教育ビジョンを示し教員を公募する仕組みを導入(大阪府など)